



10枚目のCDは、 「税金～そして人生」と「源泉徴収 恨み節」

ハツ尾 順一

今年で、リリースした「税金のうた」のCDは、10枚になる。各CDには、それぞれ2曲入っているので、合計すると20曲になる。これで、ほぼ、主要な税目はカバーされたのではないかと自負している。所得税（『ZeikinSong』）、法人税（『交際費のうた』）、相続税（『GREEDY～相続税物語より』）、贈与税（『おじいちゃんの恋～贈与税物語より』）、消費税（『消費税よ、どこに行く…』）、国際課税（『TAX HAVEN』）、加算税（『ああ～それは加算税』）そして地方税（『ふるさとに寄付をしよう』、『宿泊税ストーリー』）などである。そのほかにも、税理士の悲しい心もちを表した『税理士エレジー』（この曲は、あまりにも暗い歌である故に、税理士からの評判はすこぶる悪い）、崩壊するわが国の年金制度を憂えた『年金ブルース』、租税法律主義を唱った『そのとき法律は改正されるだろう』、マイナンバー制度を推奨するための『走れマイナンバー』、税務職員を激励する『愛しきタクスマン』（ビートルズのTaxmanとは対照的な歌である）、租税教室で使用されることを目的とした『税金ヒストリー』、脱税の警告をうたった『税金マンガ』、そして会計の基礎知識を得るための『会計3兄弟』である。

ところで、今回は以上18曲に新しく2曲が加わったので、この2曲について、紹介をしていきたいと思う。

『税金～そして人生』は、税金と人生を絡めた歌で、人生のうたの中で、各コーラスにそれぞれ一行だけ（下線参照）の税金に関する歌詞を挿入している。他は全て人生について謳ったものである。

1 燃える情熱は いつまでも
青春は心のあり方
歳を重ねても夢を失うな
ズルいことなど するもん
じゃない
税金は 負担するもの そして
幸せを運ぶもの
白雪が大地を 覆っても
ゆるぎない思いは 春を迎える

2 還暦過ぎて 白髪になっても
棄てるな 飽くなき野望を
子供のような 素直な心
生きる感謝を 社会に生かす
税金は 納めるもの そして
安心を与えるもの
黒い嵐がやってきても
勇気と挑戦 夏を愉しむ

3 黄昏の人生 感じるとき
邪悪な心を捨て去り
胸中（むね）に大きな夢を持ち

博愛（あい）の心を 全てに
満たし
税金は 心の十字架 そして
公平を叶えるもの
秋風が強く吹いても
歳月のみで 人は老いない

4 青春の詩（うた）は 永遠
（とわ）に続く
いつまでも生きる喜びに 感謝する
税金はあなたの羅針盤 そして
未来へ導くもの
凍てつく海に乗り出しても
人生の希望を 離さない

『源泉徴収 恨み節』は、源泉徴収制度の重要な問題を取り上げている。この歌の4コーラスには、それぞれ重要な判例が歌詞の背景にある。

1 誰が考えたか 知らないけれど
源泉徴収の義務を負わされ
公共の福祉に 応えるもので
日本憲法に 違反しないと
何の補償もないけれど
税金の徴収に 付き合わされて
僕は誰に 何をいえばいいの
（コメント）

源泉徴収義務については、憲法29条（財産権）の争いがある。最

高裁昭和37年2月28日判決では、次のように述べている。

「給与所得者に対する所得税源泉徴収の制度は、徴収方法として能率的、かつ、合理的であって、この徴収義務者の徴収義務は憲法の条項に由来し、公共の福祉によって要請されるものであるからこの制度は憲法29条1項に違反せず、また、この制度のため徴収義務者において、財産上の負担を負うとしてもこの負担は、同条3項にいう公共のために私有財産を用いる場合には該当せず、同条項の補償を要するものではない。」

2 徴収義務者は 納税義務者ではない

徴収と納付の 義務を負わされ

源泉は支払う時に 義務が成立している

こんな決まりの法律が

自動確定方式と

僕は誰に 不満を言えたいの

(コメント)

源泉徴収義務者は、本来の納税義務者ではない。源泉徴収義務者は、支払うときに徴収の義務を負い、その徴収した税金を納付する義務を負っている。そして、源泉徴収による所得税の税額は、自動的に確定するもの（これを『自動確定方式』という。従って、源泉徴収による所得税についての納税の告知は、徴収処分であって課税処分ではない）であるが故に、支払者が支払い時に自らにおいて、源泉徴収義務があると判断できることが必要である。最高裁昭和45年12月24日判決は、次のように述べている。

「税務署長が、支払者の納付額を過少とし、またはその不納付を非

とする意見を有するときに、これが納税者たる支払者に通知されるのは、前記の納税の告知によるのであり、この点において、納税の告知は、あたかも申告納税方式による場合の更正または決定に類似するかの観を呈するのであるが、源泉徴収による所得税の税額は、前述のとおり、いわば自動的に確定するのであつて、右の納税の告知により確定されるものではない。すなわち、この納税の告知は、更正または決定のごとき課税処分たる性質を有しないものというべきである。」

3 債務免除を 社員にしたなら

これは何なの どうなるのかな

債務免除は 給与所得で

源泉徴収の義務がある

怖い顔した タックスマン

何故 給与所得なのか 教えてよ

僕は誰に 文句を言えたいの

(コメント)

理事長等に対する債務免除が給与所得であるとされた有名な判例（最高裁平成27年10月8日判決）がある。

「権利能力のない社団の理事長及び専務理事の地位にあった者が当該社団から借入金債務の免除を受けることにより得た利益は、①同人が当該社団から長年にわたり多額の金員を繰り返し借り入れていたところ、当該社団がこのような貸付けを行ったのは同人が上記の地位にある者としてその職務を行っていたことによるものとみるのが相当であること、②当該社団が同人の申入れを受けて上記借入金債務の免除に応ずるに当たっては当該社団に対する同人の貢献につ

いての評価が考慮されたことがうかがわれることなど判示の事情の下においては、所得税法28条1項にいう賞与又は賞与の性質を有する給与に該当する。」

4 土地を買ったのは 先月のこと

買った相手は 外国人で

源泉の義務があるなんて

所得税法に 書いてある

こんな法律 誰が

作ったの 作ったの 知らないよ

僕は誰に 恨みを言えたいの

(コメント)

外国人から不動産を購入するときには、土地の譲渡対価は支払段階で一律に所得税等の源泉徴収をしなければならない（所法161⑤）。売主である外国人の無申告を源泉徴収でカバーすることを目的としているのであるが、買主は売主が外国人であるか否か判断することが難しい故に、理不尽と感ずるであろう。これに関しては不動産の譲渡人が非居住者に該当し、譲受人が源泉徴収を負うという東京地裁平成28年5月19日判決がある。

この2曲は、年末までにカラオケのJOYSOUNDに入る予定であるが、この2曲を含めてカラオケで「税金のうた」20曲をぶっ通しで歌っても、約100分（1曲あたり5分）要することになる。しかし100分を「税金のうた」に費やすと、税金の偏差値は間違いなくアップする。とくに若手の会計士の人には、税金の偏差値をアップさせるために歌っていただきたいと思う。